

第1部 就業構造基本調査の概要

I 調査の概要

1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業・不就業の状態を調査し、我が国の就業構造の実態、就業に関する意識、就業異動の実態などを詳細に明らかにすることを目的として実施している。

なお、この調査は昭和31年の第1回の調査以来ほぼ3年ごとに実施してきたが、57年以降は5年ごとの実施となり、今回が12回目の調査に当たる。

2 調査の法的根拠

この調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計（指定統計第87号）であり、就業構造基本調査規則（昭和57年総理府令第25号）に基づいて行った。

3 調査の期日

この調査は、平成4年10月1日前午零時現在によって行った。

4 調査の対象

調査対象の選定は、平成2年国勢調査の調査区から約29,000調査区を選定し、さらに、その調査区内に居住する世帯のうち約43万世帯を選定する2段抽出法で行い、その世帯に居住する15歳以上の者全員を調査対象とした。

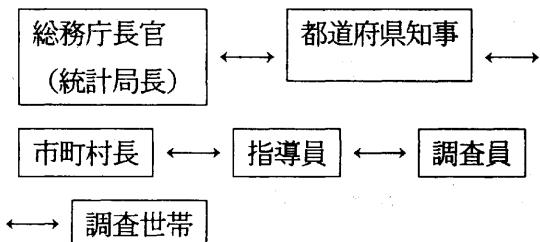
ただし、次の者は調査の範囲から除外した。

- (1) 外国の外交団・領事団及び軍隊の構成員
(家族、随員及び随員の家族を含む。)
- (2) 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者
- (3) 刑務所、拘置所の収容者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導員の収容者

5 調査の方法

(1) 調査の系統

この調査は、次の系統により実施した。



(2) 調査の実施

調査は、次の手順により実施した。

- 世帯名簿の作成
調査員が調査に先立って担当調査区内の全世帯の世帯名簿を作成した。
- 調査世帯の選定
都道府県（市町村を調査系統に含めた場合は市町村）が、世帯名簿から一定の方法に従って調査世帯を選定した。
- 調査票の配布及び収集
調査員が調査日前に調査対象世帯に調査票を配布の上、記入を依頼し、調査日以後、記入された調査票を取集した。

6 調査事項

調査票により、次に掲げる事項を調査した。

(1) 15歳以上の世帯員に関する事項

- ア 全員について
 - 氏名
 - 男女の別
 - 世帯主との続柄
 - 出生の年月
 - 配偶者の有無
 - 1年前の常住地
 - 在学・卒業等教育状況

- ふだんの就業・不就業状態
- イ 有業者について
- (ア) 主な仕事について
 - 従業上の地位
 - 勤め先・業主などの経営組織
 - 勤め先・業主などの名称
 - 勤め先の事業の種類
 - 仕事の種類
 - 企業全体の従業者数
 - 年間就業日数
 - 就業の規則性
 - 週間就業時間
 - 年間収入
 - 転職又は追加就業等の希望の有無
 - 就業時間延長等の希望の有無
 - 転職希望の理由
 - 希望する仕事の形態
 - 求職活動の有無
 - 1年前との就業異動の有無
 - 就業継続年数
 - 1年前の就業・不就業状態
 - 新規就業の理由
 - 前職の有無
 - (イ) 主な仕事以外の仕事について
 - 主な仕事以外の仕事の有無
 - 従業上の地位
 - 勤め先の事業の種類
 - (ウ) 前職について
 - 離職の時期
 - 離職の理由
 - 従業上の地位
 - 勤め先の事業の種類
 - 仕事の種類
 - 企業全体の従業者数
 - 就業継続年数
- ウ 無業者について
- (ア) 就業希望意識等について
- 就業希望の有無
- 就業希望の理由
 - 希望する仕事の主・従の別
 - 希望する仕事の形態
 - 求職活動の有無
 - 非常求職の理由
 - 求職方法
 - 求職期間
 - 就業希望時期
 - 1年前の就業・不就業状態
 - 就業経験の有無
- (イ) 前職について
- 離職の時期
 - 離職の理由
 - 従業上の地位
 - 勤め先の事業の種類
 - 仕事の種類
 - 企業全体の従業者数
 - 就業継続年数
- (2) 世帯に関する事項
- 15歳未満の年齢別世帯人員
 - 15歳以上世帯人員
 - 世帯の収入の種類
 - 世帯全体の年間収入

7 集計及び結果の公表

集計は、総務庁統計センターにおいて、電子計算機により行い、結果は、総務庁統計局が取りまとめ、平成5年9月に公表した。

刊行する報告書は、次のとおりである。

- 全国編
- 地域編 I (全国、47都道府県)
- 地域編 II (13大都市、14地域、
4大都市圏)
- 解説編

II 用語の解説

1 世帯

住居と生計を共にしている者の集まりをいう。本報告では、世帯を世帯員の構成により以下のように分類している。

<一般・単身世帯>

一般世帯…住居と生計を共にしている二人以上の集まりをいう。

単身の住み込みの雇い人は、その住み込んでいる世帯の世帯員とした。

単身世帯…一人で一戸をかまえて暮らしている者、単身で間借りをしている者や、寮、寄宿舎、下宿屋などに居住する単身者一人一人をいう。

<世帯類型>

世帯類型は、世帯主とその親族のみからなる世帯についての分類である。

ここでいう「夫婦」とは、世帯内で最も若い夫婦をいう。すなわち、世帯内に二組以上の夫婦がいる場合は、夫の年齢が最も若い方を「夫婦」とした。また、子供、親とはこの「夫婦」からみたものである。

夫婦のみの世帯

夫婦と子供から成る世帯

夫婦と親から成る世帯

夫婦、子供、親から成る世帯

核家族世帯…上記「夫婦のみの世帯」及び「夫婦と子供から成る世帯」を合わせた世帯をいう。母子世帯…有配偶でない母と18歳未満の未婚の子供のみから成る世帯をいう。

高齢者世帯…次の世帯をいう。

- ① 男子65歳以上、女子60歳以上の者のみで構成されている世帯
- ② 男子65歳以上の者のみで構成されている世帯
- ③ 女子60歳以上の者のみで構成され、少な

くとも1人65歳以上の者がいる世帯

④ 65歳以上の単身者の世帯

2 世帯主との続き柄

世帯主…世帯を代表する者をいう。

親族世帯員…世帯主の親族である世帯員をいう。

世帯主の配偶者…世帯主の妻又は夫をいう。

その他の親族世帯員…世帯主の配偶者以外の親族世帯員をいう。

非親族世帯員…住み込みの雇い人など、世帯主の親族以外の世帯員をいう。

3 年齢

年齢は、平成4年9月30日現在による満年齢である。

4 配偶関係

配偶関係は、戸籍上の届出の有無に関係なく、調査時の実際の状態により、次のように区分した。

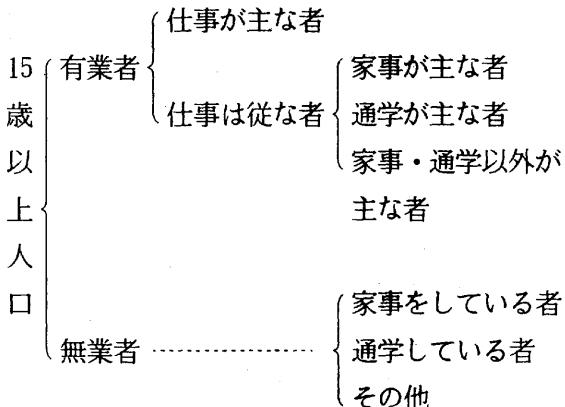
未婚…まだ結婚したことのない人をいう。

有配偶…現在、妻又は夫のある人をいう。

死別・離別…妻又は夫と死別又は離別して、現在独身でいる人をいう。

5 就業状態

15歳以上の者を、ふだんの就業及び不就業状態によって、次のように区分した。



有業者…ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を持つており、10月1日以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが、現在は休んでいる者をいう。

ただし、家族従業者は、収入を得ていなくて、ふだんの状態として仕事をしていれば有業者となる。

無業者…ふだん収入を得ることを目的とした仕事を持っていない者をいう。すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び仕事をしてもときたま臨時的にしかしない者をいう。

6 従業上の地位及び雇用形態

<従業上の地位>

自営業主…個人で事業を営んでいる者をいう。

例えば、個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家などである。

雇人のある業主…自営業主のうち、その事業を営むために有給の雇用者を雇っている者をいう。

雇人のない業主…自営業主のうち、有給の雇用者を雇わず家族だけで、あるいは自分一人だけで事業を営んでいる者をいう。

内職者…家庭で内職（賃仕事）をしている者をいう。

家族従業者…個人商店や農家などで、自分の家族の経営する事業を手伝っている者をいう。

なお、家族従業者とは、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者も、家族従業者として扱った。

雇用者…会社、個人商店、団体、公社、官公庁などに雇用されて賃金、給料などを受けている者をいう。

民間の役員…会社、団体、公社などの役員をいう。例えば、株式会社の取締役、監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事、監事などをいう。なお、公社や公団の総裁、理事、監事などを含む。

一般常雇…雇用者のうち民間の役員以外の者で、

「臨時雇」及び「日雇」以外の者をいう。

臨時雇…1か月以上1年以内の雇用契約で雇われている者をいう。

日雇…日々又は1か月未満の雇用契約で雇われている者をいう。

<雇用形態>

民間の役員を除く雇用者を、勤め先での呼称によって、正規の職員・従業員、パート、アルバイト、嘱託など、人材派遣企業の派遣社員、その他の六つに区分している。

7 産 業

産業は、就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし、労働者派遣法に基づく人材派遣企業からの派遣社員については、派遣元の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号に基づく昭和59年1月10日行政管理庁告示第2号）に基づき、就業構造基本調査に適合するように集約又は細分化して編集したもので、産業3部門のほか、12項目の中分類を用いている。

8 職 業

職業は、実際に従事していた仕事の種類によって、その分類項目を決めた。

職業分類は、平成2年国勢調査の分類を基に作成したもので、10項目の大分類、及び「技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者」を五つに分けた中間分類を用いている。

9 年間就業日数、就業の規則性及び週間就業時間

200日以上就業者…1年間を通じて200日以上働いている者をいう。

200日未満就業者…1年間を通じて働いている

日数が 200日未満の者をいう。

年間就業日数が 200日未満の者については、就業の規則性に基づき次の三つに区分している。

規則的就業者…毎日ではないが、だいたい規則的に仕事をしている者をいう。

季節的就業者…ある季節だけ仕事をしている者をいう。

不規則的就業者… 200日未満就業者のうち、規則的就業者、季節的就業者以外の者をいう。

なお、200日以上就業者及び 200日未満就業者のうち規則的就業者について、週間就業時間を調査している。

この週間就業時間は、就業規則などで定められている時間ではなく、ふだんの 1 週間の実労働時間である。

10 所得及び世帯の収入の種類

単に「所得」という場合は、本業から通常得ている年間所得（税込み）をいう。

なお、家族従業者については、所得の各区分には含めず、総数にのみ含めている。

自営業主の所得…過去 1 年間に事業から得た収益、すなわち、売上総額からそれに必要な経費を差し引いたものをいう。

雇用者の所得…賃金、給料、手間賃、諸手当、ボーナスなど過去 1 年間に得た税込みの給与総額（現物収入は除く。）をいう。

世帯所得…世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている収入の総額をいう。

<世帯の収入の種類>

世帯が通常得ている収入について、次のように区分した。

賃金・給料…会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得ている給料・賃金・賞与・役員手当などの収入をいう。

農業収入…個人経営の農業から得られる収入をい

う。

なお、ここで「農業」とは、農作物栽培、家畜の飼育、耕作請負などをいう。

その他の事業収入…個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師・弁護士、文筆家などの収入をいう。

内職収入…家庭で行う賃仕事から得ている収入をいう。

家賃・地代…家賃・間代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入をいう。

利子・配当…預金・賃金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入をいう。

恩給・年金…恩給・厚生年金・公務員共済年金・退職年金・老齢年金・母子年金・障害年金・遺族年金などの公的年金、企業年金（調整年金、適格年金等）などの収入をいう。

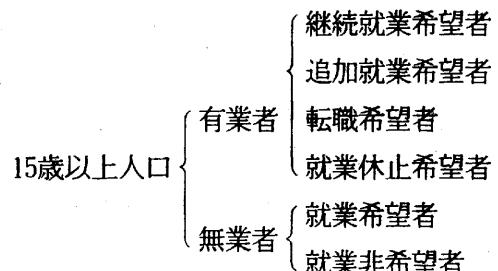
雇用保険…公共職業安定所から受ける雇用保険給付金をいう。

その他…上記以外の収入で仕送り金などが含まれる。

なお、土地、家屋、証券など財産の売却によって得た収入、預貯金の引出金など、前から持っている財産を現金化したものや、相続、贈与や退職金などの一時的な収入は、ここでの所得や収入に含めない。

11 就業希望意識

就業に関する希望意識により、15歳以上人口を次のように区分した。



<有業者について>

継続就業希望者…現在持っている仕事を今後も続けたいと思っている者のうち、次の追加就業希望者に該当しない者をいう。

追加就業希望者…現在持っている仕事は続けるが、そのほかに別の仕事もしたいと思っている者をいう。

転職希望者…現在持っている仕事をやめて、ほかの仕事に変わりたいと思っている者をいう。

就業休止希望者…現在持っている仕事をやめようと思っており、もう働く意志のない者をいう。

<無業者について>

就業希望者…何か収入になる仕事をしたいと思っている者をいう。

就業非希望者…仕事をしたいと思っていない者をいう。

12 求職活動の有無

有業者のうち追加就業希望者及び転職希望者並びに無業者のうち就業希望者については、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、求職者と非求職者とに区分した。

ここで、仕事を探したり、準備したりしているとは、公共職業安定所に申し込んだり、求人広告、求人情報誌などをみて応募したり、学校・知人などにあっせん・紹介を依頼したり、事業所の求人に応募したりしている場合や、事業を始めるために、資金や資材の調達などの準備活動を行っている場合をいう。

III 利用上の注意事項

1. 統計表の数字は、千位未満を四捨五入したものであるため、総数の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。なお「0」又は「0.0」は、四捨五入の結果、表章単位に満たない場合である。
2. 統計表の数字は、総数に「不詳」の者が含まれているので、内訳の合計に必ずしも一致しない。
3. 統計表中「-」印の箇所は、該当数字がない場合又は平均の算出に当たって除数が0の場合である。
4. 統計表中「…」印の箇所は、平均の算出に当たって四捨五入の結果、除数が表章単位(千人)に満たない場合(0を除く)である。